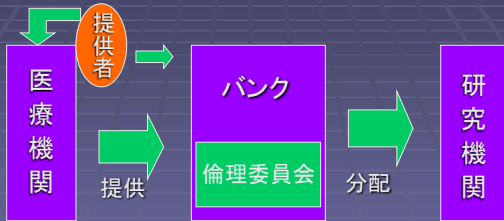


## バイオバンクによる研究利用



MTA =material transfer agreement

## まとめ

- ヒト組織の法律関係に関しては、所有権説、人格権説、複合権利説の3つの考え方がある。
- 複合権利説の立場に立つ場合、所有権(類似の権利)と人格権のそれぞれがどのようにヒト組織に及んでいると考えるかで結論は大きく異なる。
- 私見としては、ヒト組織には財産権と人格権の双方の性質を有する融合的権利が成立するものとし、いずれの側面を優先させるかは、場面ごとに柔軟に判断することが望ましいと考える。

## 本日の内容

- 1 はじめに
- 2 ヒト組織をめぐる法律関係

### 3 ヒト胚をめぐる法律関係

## 基本的な整理

- ヒト胚についても、理論上はヒト組織と同じく所有権・人格権に関する議論を展開することが可能。(平成16年最終報告書:「人に由来する細胞として、通常の『物』とは異なった扱いがなされている」)
- ところが、実際には、ヒト胚についてはこの種の議論がほとんど皆無である。
- その背景として、ヒト組織と比較した際のヒト胚の特殊性がどこにあるかを考える必要がある。

## ヒト胚の特殊性

- ヒト胚は、そのまま個体を形成しうる。  
→ ヒト組織よりも「生命」に近い尊重を要する。
- ヒト胚は、その由来となる者が単一の個人ではなく、配偶子提供者2名に由来する。  
→ ヒト組織のように、提供者個人に専属する「人格権」を觀念しにくい。むしろ受精によりいずれとの関係も断絶すると考えやすいか。
- ヒト胚は、そのままの形で複数研究機関に譲渡され使用されることは想定されていない。  
→ 取引保護の要請が強くない。ただし、ES細胞の形になってもそのように言えるかは問題あり。

## 問題の整理

- ①「生命の萌芽」としての保護をどのように図るか
  - 「人格権」による保護は、特定人の全面的な「支配権」に服させることによる保護であり、本来的な「生命」や「尊厳」の保護にはなじまない。
  - 「人の尊厳」を法律関係にどのように反映させるか。
- ②「物」としての保護を果たして、またどの程度図るか
  - 現実に存在している以上、胚も占有され、窃取され、譲渡される事実は存在する。それらが生じた場合の規範(ルール)を考えることはやはり必要。